

議題 4

議案第 35 号

令和 7 年 9 月 26 日提出

市長の権限に属する事務の一部の委任について

地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部について、市長から次のとおり協議があったので、これを承諾することとする。

1 市長から協議があった事項

広島市安佐北食育交流センターの管理及び運営に関する事務（使用料の徴収に係る事務を除く。）について、教育委員会に委任する。

2 承諾する理由

広島市安佐北食育交流センター（以下「食育交流センター」という。）が、食に関する教育、活動等の場を提供することにより、市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を図ることを目的として、広島市北部地区学校給食センターと一体的に整備されることに鑑み、食育交流センターの管理及び運営に関する事務の委任を受けることで、両センターの管理運営の効率化、学校教育と連携した食育の推進を図ることができると考えられることから、これを承諾しようとするものである。

3 実施期日

令和 7 年 12 月 1 日

<参考>

地方自治法第 180 条の 2

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

(公 印 省 略)

広 人 人 第 1 4 7 号

令和 7 年 9 月 2 5 日

広島市教育委員会 御中

広島市長 松 井 一 實

(企画総務局人事部人事課)

市長の権限に属する事務の一部を委任することについて (協議)

市長の権限に属する事務のうち、下記の事務を令和 7 年 1 2 月 1 日から貴委員会に委任することといたしたいので、地方自治法第 1 8 0 条の 2 の規定に基づき協議します。

記

広島市安佐北食育交流センターの管理及び運営に関する事務 (使用料の徴収に係る事務を除く。)